

物価高騰対策支援事業

物価高騰の影響を受ける学校、保育施設、社会福祉施設
及び中小企業等に対する支援

事業名	予算額
学校・保育施設給食物価高騰対策支援事業	1億3,135万円
中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援事業	1億3,123万円
障害者支援施設・介護保険施設・医療機関等物価高騰対策支援事業	1億2,828万円
高速船運航事業者運航継続支援事業	590万円
物価高騰対応高齢者家計支援事業 (シルバーエミカポイント付与)	445万円
民生委員・児童委員活動支援事業	186万円
榊原温泉湯の瀬指定管理者運営継続支援事業	142万円
松阪食肉公社エネルギー価格高騰対策支援事業	101万円

4億 550万円

令和5年度予算額 3億 683万円
〔 当初予算額 9,958万円
補正予算額 2億 725万円 〕

令和6年度一般会計9月補正予算 主な事業

物価高騰対策支援事業①

物価高騰の影響を受けている学校、高速船運航事業者、
保育施設、市施設指定管理者等に対する支援

1億 143万円

事業名	予算額
学校等給食物価高騰対策支援事業 給食食材費の高騰が続いている中で、安定した給食提供を行うための幼稚園、小・中・義務教育学校に対する追加支援（物価上昇率6％相当・7か月分）	3,593万円
高速船運航事業者運航継続支援事業 物価高騰の影響を受け、利用者の回復が鈍化している高速船運航事業者に対する支援	3,450万円

令和6年度一般会計9月補正予算 主な事業

物価高騰対策支援事業②

事業名	予算額
民間保育施設等物価高騰対策支援事業 民間保育所等(22施設)、民間認定こども園(18施設)、児童館(2施設)、子育て支援センター(3施設)に対する電気料金等高騰分の一部支援	965万円
私立幼稚園・中学校等物価高騰対策支援事業 私立幼稚園等(6園)、私立中学校等(4校)に対する電気料金等高騰分の一部支援	262万円
放課後児童クラブ物価高騰対策支援事業 放課後児童クラブ(93支援)に対する電気料金高騰分の一部支援	164万円
指定管理者等物価高騰対策支援事業 市スポーツ施設、観光施設、農林業振興施設の指定管理者及び中央学校給食センター給食調理・配送等業務委託事業者に対する電気料金等高騰分の一部支援	1,709万円

定額減税補足給付金給付事業①

令和6年2月21日
国通知

令和6年度低所得者支援及び定額減税補足給付金の事務処理等について
⇒定額減税補足給付金の支給に係る詳細な取扱いが示される

令和6年4月1日専決処分

給付に向け準備に着手します

令和6年度 補正予算(第1号)

22億5,900万円

定額減税しきれないと見込まれる方への定額減税補足給付金の給付

給付費 22億円

事務費 5,900万円

財源 国からの交付金(補助率10/10)

定額減税補足給付金給付事業②

支給対象者

令和6年1月1日に津市に住所を有し、下記のいずれかもしくは両方に該当する人 5万5,000人(見込)

- ①令和6年度個人住民税の所得割が課されている人で、住民税所得割から定額減税※1を行った場合に、定額減税に不足額が生じる人

※1 定額減税額＝(本人＋扶養親族の数)×1万円

- ②令和6年度個人住民税課税台帳から算出した所得税額から定額減税※2を行った場合に、定額減税不足額が生じ、令和6年收入に対して行われる定額減税に不足額が生じられると思われる人

※2 定額減税額＝(本人＋扶養親族の数)×3万円

支給額

- ①個人住民税定額減税不足額と②所得税定額減税不足額(推計)の合計額を1万円単位で切り上げた額

令和5年度からの給付金の流れ

給付金の名称	対象世帯等	給付額	実施期間
令和5年度価格高騰 重点支援給付金	世帯全員の令和5年度分の 住民税が非課税である世帯等	1世帯当たり一律 3万円	令和5年7月12日～9月29日
令和5年度価格高騰 重点支援給付金	世帯全員の令和5年度分の 住民税が非課税である世帯	1世帯当たり一律 7万円	令和6年1月19日～3月21日
こども加算給付	上記世帯と生計を同一にしている 18歳以下の児童	児童1人当たり一律 5万円	令和6年3月8日～8月30日
令和5年度均等割 のみ課税世帯重点 支援給付金 (こども加算含む)	世帯全員の令和5年度分の 住民税所得割が課税されて いない世帯	1世帯当たり一律 10万円 児童1人当たり一律 5万円	令和6年3月15日～8月30日
令和6年度価格高騰 重点支援給付金 (こども加算含む)	世帯全員が令和6年度新たに 住民税が非課税となった世帯	1世帯当たり一律 10万円 児童1人当たり一律 5万円	令和6年8月9日～10月31日
令和6年度均等割 のみ課税世帯重点 支援給付金 (こども加算含む)	世帯全員が令和6年度新たに 住民税所得割が課税されなく なった世帯	1世帯当たり一律 10万円 児童1人当たり一律 5万円	令和6年8月9日～10月31日

給付の概要

給付額

1世帯当たり一律 10万円
児童1人当たり一律 5万円

予算額

5億4,633万円

住民税非課税世帯

対象見込み 3,300世帯

基準日(令和6年6月3日)において津市に住民登録があり、同一の世帯に属する者全員が、令和6年度において、新たに住民税が非課税となった世帯

住民税均等割のみ課税世帯

対象見込み 1,500世帯

基準日(令和6年6月3日)において津市に住民登録があり、同一の世帯に属する者全員が、令和6年度において、新たに住民税所得割が課税されなくなった世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯や既に令和5年度価格高騰重点支援給付金又は令和5年度住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金の対象となった世帯は対象外

こども加算

対象見込み 690人

上記世帯と生計を同一にしている18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)

※基準日の翌日から令和6年10月18日までに生まれた新生児及び別世帯であっても同一生計の児童も対象

特定の事業者等への支援事業

津市は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、以下の事業を実施します。			
事業名	高速船運航事業者運航継続支援金		
総事業費 (千円)	40,400千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	40,400千円
事業概要	①目的 物価高騰の影響で採算が悪化している海上アクセス運航事業について、高速船運航事業者に対して運航継続のための支援をする。 ②交付金を充当する経費・算定根拠 支援金： 1 事業者×40,400千円＝40,400千円 (40,400千円の内訳) (1)原油価格高騰に伴う燃油代上昇分の1/2相当を交付 ※令和 5 年10月 1 日からの運賃値上げ分のうち燃油価格高騰対応分を控除 { (20.9円/ℓ ×355 ℓ /便×3,010便) − (大人123円×83,305人＋小人61.5円×3,014人) } ×1/2≒5,900千円 (2)利用者数減など物価高騰影響分の1/4相当を交付 (令和元年度運賃収入807,836千円－令和6年度運賃収入見込534,223千円 －運航便数の差異による支出減分・人件費増分111,983千円) ×1/4 －上記(1)の5,900千円≒34,500千円 ③交付対象 1) 交付対象者 高速船運航事業者（津エアポートライン株式会社） 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 海上アクセス運航事業は、中部国際空港と本市を結ぶ唯一の直結航路として、海外や国内から本市への誘客効果による地域活性化や観光振興などに寄与する重要なルートであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて高速船利用者数が激減した後、長引く物価高騰の影響で利用者数が回復しきっておらず運航の継続が難しい状況にあるため、事業の実施主体である津エアポートライン株式会社を交付対象者として、支援金を交付する。 ④期待される効果 物価高騰の影響下においても、海上アクセス運航事業の継続が図られることにより、中部国際空港と本市を結ぶ唯一の直結航路が維持され、津市民及び三重県民の貴重な交通手段が確保される。		
物価高から国民生活を守る（経済対策）との関係	海上アクセス運航事業は、物価高騰に伴う燃油代上昇の影響を受けているだけでなく、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け利用者数が対前年度比約90％減となった後、長引く物価高騰の影響で利用者数が回復しきっておらず、事業の継続が困難な状況に陥っている。 津エアポートライン株式会社を交付対象者として支援金を交付し、海上アクセス運航事業の継続を支援する本事業は、物価高騰の影響を受けている事業者の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。		